

Tax

Issue P336 – 2021 年 3 月 18 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

税関の観点による行政処罰法の 改正 – 影響の概要分析

Authors :

Tian Shu

Partner

Tel : +86 10 8534 2338

E-mail : shutian@deloitte.com.cn

Wang Yunge

Senior Advisor

Tel : +86 21 2316 6366

E-mail : yungwang@deloitte.com.cn

2021 年 1 月 22 日、改正後の「中華人民共和国行政処罰法」（以下「行政処罰法」）は第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議の審議を経て可決され、2021 年 7 月 15 日から施行される。今回の改正により、行政処罰の定義が明確に定められた。また、行政処罰の種類が補足され、総合的な行政法執行・情報公示・行政処罰の全過程の記録・重大処罰決定に対する法的審査などの制度に関する規定が追加・整備された。これは、行政処罰の設定権限を適切に拡大するものであり、事情聴取の範囲や案件処理期限などに関する規定も調整された。

行政処罰は様々な行政管理分野に関わる可能性があり、行政処罰を下す権限を持つ行政機関は各レベルの政府に存在している。行政処罰法の改正に伴い、関連する法律・法規・政令なども相応の調整が必要であり、税関の分野も例外ではない。現行の税関法律・法規体系の中に「税関行政処罰実施条例」「税関行政処罰案件の処理手続きに関する規定」「税関行政処罰の事情聴取弁法」など、税関行政処罰に関連する一連の文書に対する調整が想定されている。これにより、輸出入企業の生産・経営活動に影響を及ぼすことが予想される。本 Tax Analysis では、改正後の行政処罰法の内容を踏まえた上で、想定される税関行政処罰ルールの変化について、概要分析を行う。

想定される税関行政処罰ルールの変化

国务院より公布された「税関行政処罰実施条例」によると、現行規定では、税関による行政処罰は主に 2 種類の行為を対象として実施される。そのうち、1 つは偽造の書類と帳簿を利用した税関の監督管理を回避すること、国によって輸入が禁止・制限されている物品を無許可で国内に持ち込むことなどの密輸行為である。もう 1 つは、輸出入物品の名称・数量・税番・価格・原産地の不実申告などの密輸行為ではないが、税関監督規定への違反に該当する行為である。「税関行政処罰実施条例」は、上述の 2 種類の行為に対する処罰の範囲・強度・方法、及び立件調査・処罰の決定と執行などの手続きに関する概要を定めた。法階段構造に従い、国务院により「行政処罰法」の具体的な改正内容に応じた「税関行政処罰実施条例」の改正が実施される。また、税関総署の主導により「税

関行政処罰実施条例」の改正に対応するための各種規則と規範文書の改正が実施される。

行政処罰法の改正内容を踏まえて、「税関行政処罰実施条例」および各種関連文書の改正には、以下の内容が含まれることが予想される。

不処罰となるケースの新規追加

1996 年における「行政処罰法」の公布・施行からすでに 20 年以上が経過しているが、行政処罰をどのように定義すべきか・被害が軽微である初犯は不処罰にすべきか否か・行政処罰の構成要件としての「主観的過錯¹」の必要性等、立法の観点から完全な解決に至っていない課題が未だに存在している。また、これらの課題について、各地の税関は法執行に際して異なる見解を示していることから、法執行基準の不統一を招いていた。

改正後の「行政処罰法」において、「初犯不処罰（初犯で被害が軽微であり、かつ適時に被害回復がなされている場合、不処罰にする）」ルールについて初めて明確に規定された。「税関行政処罰実施条例」における「初犯不処罰」ルールの導入が想定されており、将来「初犯不処罰」ルールの適用対象となるケースのリストが作成・公布される可能性がある。

また、改正後の「行政処罰法」において、「主観的過錯」に関する新しい規定が追加されている。すなわち、法律・行政法規に別途の規定がない限り、当事者が十分な証拠に基づき、自身に「主観的過錯」がないことを立証した場合、行政処罰を科してはならないと定められた。税関はこの新规定の実施に向けて、当事者における「主観的過錯」の有無の認定に関するプロセスとルールについて検討し、明文化することが予想される。

上述の 2 つの変化により、違法行為のある当事者が税関に不処罰とされるケースは従来よりも増加することが予想される。税関により、当事者の権利と利益に対する保護は規範化・強化される。同時に「初犯」や「被害軽微」に該当するか否か、及び「主観的過錯」の有無などの判断について更なる検討が進められ、統一の基準に基づくルールが定められることが期待される。

行政処罰の種類の規範化

改正後の「行政処罰法」には、警告・過料・違法所得/不法財物の没収・生産停止・営業停止命令・許可証の暫時没収または取消・行政拘留などの現行法の定めた行政処罰の種類に加え、通報批判・資格等級の格下げ・生産経営活動の制限・閉鎖命令・就業制限などの類型が追加された。

輸出入検閲検査の税関システムへの統合、及び税関企業信用管理及び AEO 制度の実施に伴い、将来、税関行政処罰の種類は「行政処罰法」の規定に基づき拡大される見込みである。輸出入検閲検査分野における行政処罰、及び税関企業信用等級管理における昇格・降格などの関連制度は、税関行政処罰の法体系に統合されることが予想される。税関業務改革の急速な進展・継続的な行政管理モデルの調整の実施の中で、税関行政処罰に関する検討事項として、違反行為の種類と程度に応じた適切な行政処罰、企業による自律と資格管理の推奨、違反行為の性質・犯情・社会的危害性に見合う行政処罰、違反行為の予想デメリットが低いことから生じる問題の未然の防止が挙げられる。

期限に関する規定の調整

実務上、行政処罰関係の期限はホットトピックとして注目されてきた。行政の効率性と法執行の公正性を向上させるため、改正後の「行政処罰法」は案件処理・聴聞・責任追及などの重要事項における期限を調整している。税関行政処罰関係の期限もそれに応じて調整されることが予想される。例として以下の項目が挙げられる。

For more information, please contact :

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

¹ 法律上及び道徳上、回避されるべき行為を行うにあたり行為者を支配する故意又は過失の状態を「過錯」と言う。

- 行政処罰決定を下す期限の設定——今回の改正で追加された新规定では、法律・法規・規則に別途の規定がない限り、行政機関は行政処罰案件の立件の日から 90 日間以内に行政処罰の決定を下さなければならないと定められた。税関行政処罰に関する現行の規定上、上述のような期限設定については定められていない。実務上、多くの税関案件は関税分類・関税評価・原産地認定などといった複雑なテクニカル面での問題に関連しており、企業の海外関連者への事情聴取を必要とする可能性がある。従って、事情聴取・聴聞・法的審査を含む一連の手続きを 90 日間以内に完了することが難しく、一部の重大案件の場合、更にその難易度は上昇する。「税関行政処罰条例」の改正により上述した「90 日間期限の設定」に関する調整が行われるかは、今後の明確化が待たれる。
- 一部案件における責任追及の期限の延長——改正前の「行政処罰法」の規定により、発生から 2 年が経過した違法行為は、行政処罰の対象外となる。今回の改正により、国民の生命と健康の安全及び金融の安全を脅かし、かつ被害があった場合、上述の責任追及の期限は 5 年に延長される。税関分野では、防疫物資・防疫物資・医療設備・食品の違法輸出入といった国民の生命と健康の安全に関わる案件、及び金地金や金製品の密輸といった金融の安全に深刻な危害を及ぼす違法行為は、上述の条項の適用対象であり、それに対する責任追及の期限は 5 年に延長される。
- 聴聞を要求する期限の延長——改正前の「行政処罰法」の規定上、当事者が聴聞を要求する場合、行政機関に行政処罰を言い渡されてから 3 日以内にその旨を伝える必要があると定められていた。今回の改正により、当該期限は 3 日から 5 日に延長された。

「法の不遡及と遡及適用の併存」原則の明確化

改正後の「行政処罰法」は、「法の不遡及と遡及適用の併存」原則に基づき施行される。原則として、行政処罰を実施する際に、違法行為の発生時点に有効な法律・法規・規則が適用される。しかしながら、行政処罰決定が下された時点で法律・法規・規則が改正されており、かつ改正により処罰が軽減された場合、または違法行為に該当しなくなった場合には、改正後の法律・法規・規則が適用される。税関行政処罰関係のルールも、この原則を体现するように改正されることが想定される。

行政処罰に関する全過程の可視化

行政法執行の公示・法執行の全過程の記録・重大な法執行決定に対する法的審査を要求する「3 つの制度」を「行政処罰法」に組み入れることは、今回の改正の注目事項の 1 つである。改正後の「行政処罰法」の規定により、違法行為に対して行政処罰を科すための関連規定と裁量基準などの社会への公布、行政処罰の立件・事情聴取・審査・決定・送達・執行を含む全過程の記録、重大な公共利益・相手方の重大な権益・難解または複雑な案件に対する法的な審査の実施が要求される。これらの内容は、将来の税関行政処罰の法体系に取り入れられることが想定される。公開情報によると、税関総署は「3 つの制度」を税関法整備の重要業務に組み入れており、行政処罰の全過程における可視化を確保し、恣意的な法執行や潜在的な不正発生リスクを排除する方針を掲げている。税関行政処罰に関する現行の規定と規範文書の全面的な整理・改正後の「行政処罰法」に適合しない内容の改正と廃止・関連細則の整備が行われる。その一例として、将来、税関行政処罰の自由裁量権の行使に関する基準は、税関による法執行の内部参照資料に留まらず、法整備の上で社会に公布されることが挙げられる。

コメント

違法行為に対して法に則り法的責任を追及することは、法制の基本原則である。企業は行政主体の相手方として、法に基づくコーポレート・ガバナンスの確保・違法行為による不利益の回避を実現するため、行政処罰法改正の背景と主旨への正しい理解・税関行政処罰規定の重要な変更点の正確な把握により、コンプライアンス水準を引き上げる必要がある。

企業は以下のリスク対応措置を取ることで、法に基づくコーポレート・ガバナンスを向上させることが推奨される。

コンプライアンス管理の強化——「上工は未病を治す」という諺にもあるように、税関行政処罰を避けるための最善の方法は、健全な税関リスク管理体制を確立することである。企業は、輸出入リスクの定期的な自己点検体制の確立・リスク管理に関する難関事項の適時な識別・行政処罰につながる可能性のある行為の是正により、エラーの蓄積を防ぐことができる。

政策の最新動向への留意——企業は、税関行政処罰に関連する政策や税関実務の動向に留意し、税関の公式ウェブサイト・政務新媒体・弁事大庁・サービス窓口などのプラットフォームを通じて、税関行政処罰の最新動向を適時に把握することが推奨される。一例として、将来において税関から公布される可能性のある「初犯不処罰ルールの適用対象リスト」への留意が挙げられる。万が一、リストに掲載されている違法行為が発生する場合、企業は自らの利益を最大限に守るために、違法行為の自主開示と是正、及び違法行為による被害の回復を通じて、不処罰適用を求めることができる。

また、税関行政処罰の立件を受けた場合、以下のような合理的なメカニズムを確立することが推奨される。

影響の自主評価——税関から行政処罰を受けるリスクがある場合、企業は速やかに違法行為の事実関係と関連の法規を把握し、潜在的なマイナス影響を評価する必要がある。違法行為の事実が明確で、処罰の根拠が十分かつ手続き面の公正性を保守した行政処罰決定に対して、企業は事態を重く受け止め、処罰を受け入れる必要がある。これを機に内部統制の改善や信用回復のための措置を適時に検討し実施すべきである。

調査への協力的な姿勢——取り調べの過程において、企業は所轄税関及びその機能管理部門とのコミュニケーションを維持し、調査への協力的な姿勢を示すことが推奨される。既に発生した違法行為について、企業は被害を軽減し、法に基づく処罰の緩和または免除を求めるよう尽力すべきである。また、必要に応じて第三者機関に協力を求めることで、法律面の知識や専門性の不足を補うことができる。

法に基づく権利利益の保全——税関行政処罰の全過程の可視化により、企業による自身の権利利益の保全に対する有効な保障が提供されることになる。企業が違法行為の事実関係認定、処罰の根拠及び手続きに異議がある場合、法に基づき所轄税関に自身の疑問と要望を伝えることができる。行政処罰が不適切であり、企業の権利利益への損害または企業の負う義務の拡大を引き起こしたと企業が判断した場合、行政不服申立または行政訴訟を提起し、法的手段を通じて救済を求めることができる。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員または代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的または間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.